第九条第一項の明示の文書等		
第二十七条第一項の休暇簿		
第四条の四第二項（第四条の六第三項において準用する場合を含む。）の証明書類	取得の日	
第四条の六第一項の状況変更届		
第十六条の三第五項又は第十七条第二項の申出の文書等		
第二十七条第三項の届出の文書等		
第二十九条第二項の証明書類		
第三十三条の報告の文書等		
第三十三条の要求の文書等		
第二十八条第一項の介護休暇の休暇簿	勤務時間法第二十条第一項に規定する一の継続する状態ごとの指定期間（当該状態ごとにその指定が三回に達し、又はその期間が通算して六月に達したものに限る。）の末日（同日が到来する前に当該介護休暇に係る要件に該当しないこととなった場合にあっては、その該当しなくなった日）の翌日	三年

第四条の四第二項（第四条の六第三項において準用する場合を含む。）の証明書類	取得の日	
第四条の六第一項の状況変更届		
第十六条の三第五項又は第十七条第二項の申出の文書等		
第二十七条第三項の届出の文書等		
第二十九条第二項の証明書類		
第三十三条の報告の文書等		
第三十三条の要求の文書等		
第二十八条第一項の介護休暇の休暇簿	勤務時間法第二十条第一項に規定する一の継続する状態ごとの指定期間（当該状態ごとにその指定が三回に達し、又はその期間が通算して六月に達したものに限る。）の末日（同日が到来する前に当該介護休暇に係る要件に該当しないこととなった場合にあっては、その該当しなくなった日）の翌日	三年
第二十八条第一項の介護時間の休暇簿	勤務時間法第二十条の二第一項に規定する一の継続する状態につき介護時間を取得した日から連続す	三年